



# 大正期における副読本としての課外読み物論 : 『国語教育』を事例として

目黒, 強

---

**(Citation)**

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 18(1):15-24

**(Issue Date)**

2024-09-30

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/0100491701>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491701>



## 大正期における副読本としての課外読み物論

## －『国語教育』を事例として－

Views on Extracurricular Reading Material as Supplementary Reader in the  
Taisho Era : A Case of *Kokugo Kyouiku* (Japanese Teaching)

目黒 強\*

Tsuyoshi MEGURO\*

**要約：**本稿では、最初期の教科教育雑誌で、保科孝一が主幹を務めた雑誌『国語教育』を取り上げ、第1巻第1号（大正5年1月1日）から第11巻第12号（大正15年12月1日）までの計130冊に掲載された課外読み物関連記事を検討した。その結果、以下の特徴が明らかとなった。一つ目の特徴としては、保科孝一に代表される課外読み物論のもとでは、副読本という社会的地位を付与することで教育的価値が認められた課外読み物を正統化したが、通俗読み物のみならず、芸術的児童文学・児童文化までも排除するなど、課外読み物を分断していた点が挙げられる。二つ目の特徴としては、保科孝一の課外読み物論を基調としながらも、保科とは相容れない記事が掲載されるなど、課外読み物の捉え方には振幅が認められた点が挙げられる。その振幅は、副読本の国定化論から子ども本位の副読本論にまで及んでいた。主義主張の異なる記事の掲載を通して副読本としての課外読み物をめぐる論点を可視化することにより、『国語教育』は教科教育雑誌として課外読み物観の形成に寄与していたことが明らかとなった。

**キーワード：**課外読み物 副読本 保科孝一 『国語教育』

## 1. 問題の所在

国語学者の保科孝一が主幹を務めた『国語教育』は、大正5年に育英書院から創刊されて昭和16年まで刊行された雑誌で、最初期の「教科別雑誌」として評価されてきた（木戸、1985）。鈴木（1985）によれば、「有力な教育雑誌、全国小・中学校へダイレクトメールによる大宣伝を展開し」、創刊してから1年で6,000部を発行する雑誌にまで成長したという（116頁）。

永田（2020）は、『国語教育』に関する先行研究を検討し、以下の通り、『国語教育』の意義を指摘している。

雑誌『国語教育』は、学術的基盤としての「国語学」の知識を啓蒙し、具体的実践としての「国語教育」の実践例や理論を示し、政治的基盤としての「国語施策」の情報を共有することにより国語教育の改善・国語問題の解決を図る役割を担っていた。このように見ると、「国語科」の教科教育雑誌としての性質はその一側面であ

り、雑誌『国語教育』の本質は、「国語」の雑誌であることにあった（略）。

このような同誌の位置付けは、主幹であった保科孝一の研究動向とも一致している。

保科孝一（明治5～昭和30年）は、文部省国語に関する事項取調（明治31年）・文部省国語教科書編纂委員（明治35年）・国語に関する調査主任（大正5年）・内閣臨時国語調査会委員（大正10年）など、文部省による国語政策を担ってきた人物である。

浮田（2015a）は、保科孝一に関する先行研究を検討し、「近年、保科孝一の仕事は社会言語学や社会学の文脈で再検討されることはあったが、国語教育の分野では十分に検討されてはいないことがわかった」と述べている。国語政策論者としての側面に比して、国語教育論者としての側面が十分には明らかにされていないことを指摘しているのである。

そこで注目されるのが『国語教育』における課外読み物の議論である。『国語教育』では、第6巻第4号（大正10年4月1日）で「課外読物号」が特

\* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

(2024年3月30日 受付)  
(2024年7月29日 受理)

集されるなど、課外読み物に関する記事が継続的に掲載されていた。保科孝一もまた、課外読み物に高い関心を寄せるなど<sup>(1)</sup>、国語教育論者としての一面を示していた。

しかしながら、課外読み物論については、国語政策を中心に検討されてきたこともあって、『国語教育』ならびに保科孝一に関する先行研究では等閑に付されてきた。

当該の先行研究としては、数は少ないものの、浮田(2015b)や星野(2003)等が挙げられる。

浮田(2015b)は、「課外読物号」を取り上げ、「課外読物を禁ずるのではなく、むしろ積極的に読物についての選択眼を育てることがすすめられている」と指摘しているが、通俗読み物を排除していた側面については検討していない。

星野(2003)は、『国語教育』に掲載された保科孝一の近・現代文に関する論考を検討し、近・現代文学を教材化する運動の背景として、従来から指摘されてきた芸術教育運動に加え、ナショナリズムの文脈を指摘しており、『国語教育』における保科孝一の課外読み物論の性格を明らかにしている。しかしながら、星野(2003)では、『国語教育』で展開されていた課外読み物論の振幅を捉えることができていない。

なお、関連する先行研究として国語副読本研究が挙げられるが、府川(2014)が「おそらく「国語副読本」は、教科書研究(教育史研究)と子ども読み物研究(児童文学研究)との境界領域にあるため、どちらからも積極的なアプローチがなされてこなかった」と述べている通り、研究が蓄積されていない<sup>(2)</sup>。

国語副読本(以下、「副読本」と表記)に関する先行研究としては、数は少ないものの、北村(1986)と木村(1999)等が挙げられる。

北村(1986)は、芸術教育運動の拠点であった成城小学校が編纂した副読本の『小学児童文学読本』(イデア書院、大正14年)<sup>(3)</sup>を検討し、「児童文化としての副読本」として評価した。

このような副読本の評価は、木村(1999)にも認められる<sup>(4)</sup>。

さらに大正10年代の「国語副読本」の隆盛とあわせて考えたとき、それらが雑誌『赤い鳥』に代表される童話、童謡の児童文学運動・児童芸術運動にどれだけ影響されたのかということを示すものでもある

これらの研究では、「児童文学運動・児童芸術運動」に連なる副読本が主に検討されており、大正期に認められた副読本ブーム<sup>(5)</sup>の一面しか捉えることができていない。

そこで、本稿では、大正期の『国語教育』第1巻

第1号(大正5年1月1日)から第11巻第12号(大正15年12月1日)までの計130冊<sup>(6)</sup>に掲載された課外読み物関連記事の検討を通して、課外読み物が副読本として位置付けられた際に生じた議論の論点を明らかにし、大正期における課外読み物論の特徴を解明したいと考えた。

## 2. 保科孝一の留学体験

『国語教育』の課外読み物関連記事の検討に先立ち、本節では、保科孝一の留学体験を検討する。留学は、保科の課外読み物観の形成に少なくない影響を及ぼしたと考えられるからである。

保科孝一は、明治44年から大正2年にかけて、ドイツ・オーストリアなどに留学し、各国の国語教育を視察している。その成果は、『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』(文部省、大正2年)と『国語教育及教授の新潮 第一』(弘道館、大正3年)にまとめられている。

いずれの著作でも、ドイツの読本の状況ならびに「悪徳少年文学」の「取締」が取り上げられていた。『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』では第2章第6節「少年文学について」で、『国語教育及教授の新潮 第一』では「一」の第2章第6節「少年文学について」に加え、「二十、独逸に於ける悪徳少年文学と優良少年文学」・「二十一、独逸に於ける悪徳文学の防禦及び取締の方法」・「二十二、劣悪文芸の流行と官憲」で論じられていた。『独逸国内各都市の小学校に於ける国語教育に関する報告』の「少年文学について」と『国語教育及教授の新潮 第一』の「少年文学について」はほぼ同じ内容で、『国語教育及教授の新潮 第一』では、それらで取り上げられていたトピックが後半の各章で詳述されていた。

紙幅の都合、引用は割愛するが、両著に共通して認められた課外読み物論の特徴としては、①「悪徳少年文学」の流行とその「取締」、②「優良少年文学」の普及(目録の作成・展覧会の開催・児童図書館の利用等)による「悪徳少年文学」の駆逐、の二点に整理することができる。

副読本については、②の「優良少年文学」の普及手段として位置付けられていた。

本邦においても、近來少年文学の世にあらはれるものが頗る多いが、然し乍ら、国語教育上の見地から周到なる注意を払つてゐるものが洵に少い。①編者は小学における如何なる学級の児童に読ましむべきかにつき、予め甚深の考慮を費さなければならんが、其注意が本邦に於ては一般に欠けてゐるやうに思はれる。(略)②現時我邦に行はれる少年文学は、この点から見て有害なるものが多くありはしないかを竊に恐れ

るのである。優良なる少年文学は国語教育の進歩を助けるのみならず、学校以外の教育として、もつとも重要なものであるから、これに関する調査は国語教育上決して忽諸に付すべからざるものと信ずる。(『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』45～46頁。下線部は引用者による。以下、同じ。)

「副読本」という用語は使われていないが、下線部①で小学校国語科における「少年文学」の編纂物の使用を述べていることから、「副読本」として「少年文学」を見出していたといえる。保科孝一は、『国語教育』創刊前から「副読本」としての課外読み物の利用を考えていたのである。さらに、日本の「少年文学」について「有害なるものが多くありはしないかを竊に恐れ」ていた点も注目される(下線部②)。

なお、保科孝一は当時を振り返り、「パリの警視庁を訪問し、副総監にあって、ジゴマ小説や映画または教育上有害な印刷物の取締りをどうしているかを尋ねた。これは床次内務次官からの依頼で」あったと述べている(『国語問題五十年』三養書房、昭和24年、106頁)。「ジゴマ小説や映画」とは、フランスで制作された盗賊映画『ジゴマ』とそのノベライズおよび類似小説を指す。日本でも『ジゴマ』は明治44年に公開され、犯罪を誘発する虞れがあるとして大正1年には警視庁によって上映を禁止されているのだが、この時の内務次官が床次竹次郎であった。本節で取り上げた二冊の著書でも、保科は『ジゴマ』に言及していることから、保科の課外読み物の取締に対する関心の源泉の一つとして、『ジゴマ』の流行が挙げられると考える。

以上の検討から、副読本として課外読み物を利用することにより「優良少年文学」を普及するとともに「悪徳少年文学」を駆逐するという着想については、少なくとも留学時点で認められたことが明らかとなった。なお、留学前の保科の課外読み物への関心の有無については検証できなかった。今後の課題としたい。

### 3. 『国語教育』における課外読み物論の検討

『国語教育』における課外読み物論を検討したところ、①国語科に副読本を導入する根拠としての国語教科書批判、②副読本の選書方針をめぐる通俗読み物批判、③副読本の教育的価値をめぐる芸術教育の是非、が主な論点として見出されたことから、それぞれの記事について検討を加える。

#### (1) 国語教科書批判

国語教科書批判としては、創刊号に掲載された保科孝一「国語教育の価値」(第1巻第1号、大正5年1月1日)が挙げられる。

(略)現在の国語読本に幾多改善の余地あるは、朝野具眼者のつとに認めて居るところで、国定制度の是非はいましばらく措き、教材の選択については、特に攻究すべきもの多々ありと信ずる。

『国語教育』が創刊された時期に第三期国定教科書が改訂されていたことから、『尋常小学国語読本』(大正7年使用開始)への要望が挙げられていた。保科孝一は、「国語教育の価値」をはじめ、「国語読本の改善を促す」(第1巻第3号、大正5年3月1日)や「新国語読本に対する要望」(第1巻第7号、大正5年7月1日)などでも国語教科書批判を繰り返しており、保科の論考に牽引されるようにして、同誌における国語教科書批判は展開されていた。

国語教科書への保科の不満は、教材数の少なさと「文学的趣味」の不足にあった(保科孝一「課外読物を奨励せよ」第6巻第4号<sup>7)</sup>、大正10年4月1日)。

教材数の少なさについては、「国語読本」が「毎学年二冊とするの慣例になつて居る」日本の現状を批判し、「多種多様の教材を多読」させることができるよう、「正読本の外に副読本として課外読物を与へることを」とくに小学校段階において主張していた<sup>8)</sup>。

「文学的趣味」の不足については、以下の通り、「文学的趣味」の涵養を通して「情操」と「国民的精神」を養成することを目標としていた。

文学的趣味の向上を図るには英吉利における課外読物のごとく、御伽噺、伝説、神話、寓話、歴史物語、伝記等から教材を選択したい。小学児童に授けて差支ない健全な小説や劇があれば、それも採択したい。つまりこれによつて情操の陶冶を図ることが必要であるから、これを目的とした課外読物を今後小学児童に対してもおほいに推奨する。また国民的精神の養成も国語教育の重大なる目的であるから、これに対しても相当な課外読物を必要とする。今次の戦争における忠勇美談といふやうなものが続々あらはれて居るが、かやうな読物は国民的精神の養成には恰好なものである。

つまり、「多読」と「文学的趣味」の涵養を実現するための方法として提言されたのが、課外読み物を副読本として採用するというアプローチであったのである。

なお、保科孝一は『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』と『国語教育及教授の新潮 第一』でドイツにおける「児童図書館」の利用を取り上げ、「児童図書館」を通して「優良少年文学」を普及させる方法を推奨していた。「優良少年文学」の目録の発行が取り上げられていたことから、その具体物である副読本の整備も含まれていた

と推測される。

さらに、保科孝一は、前掲「新国語読本に対する要望」で「元来国語読本は文学趣味を養成し、読書欲を刺激して、他日学校を去つた後も、たえず読書に親ましめる慣習を作るのが、重大な目的になつてゐる」と述べ、『国語教育及教授の新潮 第一』では卒業後に読書機会を提供する機関として「通俗図書館」に注目している。「児童図書館」により読書習慣を培い、卒業後も「通俗図書館」を利用する読書国民の養成が期待されていたのである<sup>(9)</sup>。副読本としての課外読み物の教育的価値は、学校教育のみならず、通俗教育<sup>(10)</sup>においても主張されていたといえる。

しかしながら、保科孝一のような課外読み物論ばかりが掲載されていたのかといえ、そうではない。ここでは、「多読」批判と国定制度批判を取り上げる。

保科孝一が提言した「多読」については、以下のような批判が寄せられていた。

是（保科が編纂した『大正副読本』で通読法を採っていること、引用者注）を以て之を覩れば、通読法を高唱される所以のものは多読させんがためだと思はれる。而しそこに疑問があるのである〔〕多読果して読書力を増進せしむる道であらうか。

引用したのは宮地潜「読書論」（第8巻第5号、大正12年5月1日）であるが、「時としては広く読ませることが却つて彼等の精神を散漫にさせて、深く読む力をにぶらせるやうな現象が現れて来ないとも限らない」（久保文治「深く読む力、広く読む力」第5巻第10号、大正9年10月1日）などの記事も散見された。後述する田中菅次「子女と読物」（第4巻第8号、大正8年8月1日）では、多読主義を導入した「学者」（保科孝一だと思われる）が批判されていた。

国定制度批判については、中野傳一「将来の国語読本論」（第9巻第6号、大正13年6月1日）が挙げられる。

小学校の読本も、現在の如き国定制度から、せめて検定制へへと移して欲しい。検定制から更に自由制へ進むのが理想だと思ふが、其れまでの一段階として、是非とも検定制を速行して欲しいのである。

保科孝一の課外読み物論では、「国定制度の是非はいましばらく措き」（前掲「国語教育の価値」の下線部）のように、小学校国語教科書が国定であることについては態度が留保されていたのだが、中野の主張は、中等教科書のように、課外読み物を小学校国語教科書に採録する途を拓く提言として注目される。

なお、今泉浦治郎「副読本に就いて」（第7巻第

11号、大正11年11月1日）によれば、副読本に関する議論は小学校段階の方が中等段階よりも先行していたという<sup>(11)</sup>。

先日保科先生にお会ひした。その節、副読本のことに就いて、一寸愚見を申述べまして、国語教育誌上には中等学校方面からの研究や意見が一向見えないがどうしたのですか。

実際、保科孝一が中等国語教科書における現代文の取り扱いを主題として論じたのは「現代文の取扱について」（第10巻第9号、大正14年9月1日）であり、かなり遅い。

中等よりも小学校国語教科書批判が先行した要因としては、『国語教育』における国語教科書批判が第三期国定教科書の作成・使用開始によって惹起された点が挙げられる。

ただし、前節で確認した通り、保科孝一の小学校国語教科書への関心は留学時代に認められたものであった。したがって、『国語教育』における保科の課外読み物論の展開については、留学で得られた知見を第三期国定教科書に適用する機会として位置付けられる点には注意が要される。

以上の検討から、『国語教育』における国語教科書批判は第三期国定教科書の編纂・使用開始を端緒に繰り広げられ、国定教科書の教材数と文学趣味の不足を補う観点から課外読み物が副読本として見出されていたが、副読本による多読主義については批判が寄せられるなど、副読本の教育的価値の共通理解の形成にまでは及んでいなかったことが明らかとなった。

## （2）通俗読み物批判

副読本として課外読み物を採用する気運が高まりをみせるなかで、改めて注目したいのが課外読み物の選書である。あらゆる課外読み物を副読本として採用するという立場は珍しく、課外読み物のなかでも、通俗読み物については採用すべきではないという立場が優勢で、その急先鋒が保科孝一であった。

「少年文学の改善について」（第1巻第9号、大正5年9月1日）では、保科孝一は「伯林市の少年犯罪」を取り上げながら、「優良少年文学」による「悪徳少年文学」（＝通俗読み物）の駆逐を指摘していた。

（略）その結果〔、〕悪徳少年文学を耽読してつひに墮落するものが少くない。青少年の旺盛なる読書欲を制限することは、かれらの不平を誘発するのみで、決して得策でないから、もし悪徳少年文学に影響する害毒を防禦するがためこれを取締る場合には、一方において優良なる少年文学を豊富に与へ、かれらの読書欲を満足させなければならぬわけであるから、この関係からして優良なる少年文学が各都市からさかん

にあらはれてゐる。この目的の少年文学は国語読本の補助読本として編纂されるものであるから、その教材・程度・趣味等はすべて国語読本に相呼応するやうに工夫するのが、もつとも必要な条件である。

前節でも確認した通り、「優良少年文学」の普及を通して「悪徳少年文学」から「青少年」を「防禦」する方法として挙げられているのが「国語読本の補助読本」(＝副読本)であった。

そこで注目されるのが、同記事で「現在我邦に行はれて居る少年文学はこれらの必要条件をひろく網羅して居るかといふに、遺憾ながらこれを否定せざるを得ない。なかにはむしろ国語教育の進歩を阻害するものも多い」と指摘している点である。『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』では「竊に恐れ」という指摘に留まっていたが、この記事では日本の「少年文学」について「国語教育の進歩を阻害するものも多い」と断定しているからである。

保科孝一は「国語教育と文学的趣味の養成」(第5巻第11号、大正9年11月1日)や前掲「課外読物を奨励せよ」でも、「不健全」な課外読み物を警戒しているが、「悪徳少年文学の取締を励行せよ」(第1巻第10号、大正5年10月1日)では、「取締」に対する態度を鮮明にしている。

俗悪なる少年文学の取締はひとり官権にのみ依頼して安心することが出来ないから、他に種々の方法を講ずる必要がある〔。〕たとへば学校がもつばらその取締に任ずることも有効な方法で、これは官権の力によるよりは、一層効果の大なるものである。

「悪徳少年文学」については、「官権」による上からの「取締」のみならず、「学校」による下からの「取締」まで期待しているところに、保科の「悪徳少年文学」に対するスタンスが明確に示されているといえる<sup>(12)</sup>。

このような通俗読み物に対する「取締」要望論は、保科孝一のみに認められたものではなく、『国語教育』では広く認められるものであった。

たとえば、田中菅次「子女と読物」(前掲)では、「不良読物」の「取締」を要望している。

不良読物の影響は、先づ言葉づかひ、態度等を悪くする、父母教師に隠れて耽読し、身体の健全を害する、或は冒険物や探偵物をよんで、活動写真と同様な悪影響をうける。或は安直なる涙を強いて真の涙の湧くを忘れしめ、徒らに感傷的にさせて了ふ。かくて遂に真面目な読物を厭ふ様になつて真剣の気分は失せ、天性は日に日に粗悪に繊弱になつて行く。

(略)

予は寧ろ活動写真の取締以上に、(不良読物の取締が、引用者注)重要だと信ずる。不良少年のポケットに不良読物が隠れてゐる事を忘れてはな〔ら〕ぬ。

この後で、田中は「予は我国の学者が、独逸の多読主義を紹介して我子女を善道に導かんとした其事が、却て邪道に走る不良少年の多くを出した皮肉を見て苦笑せざるを得ない」と締め括っている。ここでいう「我国の学者」については、「独逸の多読主義を紹介」した人物とされていることから、保科孝一とみて間違いないだろう。

このように「多読」は、通俗読み物による児童・生徒の不良化という観点からも批判されていたのである<sup>(13)</sup>。

藤井利誉もまた、「外遊雑感」(第4巻第7号、大正8年7月1日)で、「わが国における現今の児童読物は課外読本にしても雑誌類にしても多くは児童の一時的な好奇心を刺戟するものばかりで、その内容から見て教育的価値のはなはだ乏しいのみか、却つて有害のおそれが少ない」と通俗読み物を批判した上で、「国家が副読本として児童読物の編纂なり、検定なりをするといふ方針を採ることも必要であらう」という提案をしていた<sup>(14)</sup>。通俗読み物の「取締」要望論は、副読本の検定については国定化という論点を孕んでいたのである。保科孝一がそのような主張をしていた訳ではないが、藤井の主張は保科の課外読み物論の可能性の中心を示唆しよう。

それでは、通俗読み物のどのような側面が批判されていたのかについて、次に検討していくことにしたい。

中山榮作「課外読物の選択と其の施設」(第6巻第4号、大正10年4月1日)では、選書の観点から九つ挙げられているのだが、選ぶべきでない基準として①「道徳に反する」ものと②「刺戟のあまりに強いもの」を挙げ、注意する作品として③「虚構の事実をあげ、誇張的の記述をなして児童の好奇心を刺戟する様な作物」を挙げていた点が注目される<sup>(15)</sup>。

①については「妄りに人生の裏面を描いたり、他人の悪事を摘発したり、又は悪漢、盗賊の行動を叙したものなどは避けねばならぬ。まして我国体にあはない様な外国思想などを描いたものはよくない」と述べていた。「不良読物」としての通俗読み物観は、保科の通俗読み物観と同じである。

②については「極度の悲哀に泣かしめたり、妄りに激怒の情をそそつたりする様なものがあるが、何れもよろしくない」と述べていたが、「感傷」的な通俗読み物の読者としては女子が想定されていたようだ。たとえば、小島伊三郎は「女学校に於ける課外読物の取扱」(第6巻第4号)で、「元来論理的の

頭脳がなく感情的にもなり易いからどうしても小説類を多く手にする」ため、女学校における課外読み物研究の必要性を訴えていた。

③については、同じ号で蘆田恵之助が「小学児童の課外読物について」で、「仮作童話」(＝創作童話)について「全く痴人の夢を説くやうな、取止めもないものが多く、深みの感ぜられない」と批判していた。虚構を忌避する稗史小説観が国語教育界に認められたことがわかる。

虚構性のなかでも、とくに批判されていたのは「空想性」であったと考える。

上西友千代「童話について」(第9巻第6号、大正13年6月1日)では、「童話に徒なる空想味、幽幻性、荒唐無稽味を許しても面白くない。空想より来る児童の闘争性、征服欲等の心のきざしには最も注意する必要がある」と注意が喚起されていた。通俗読み物が排除される根拠として、「空想性」の高さが指摘できるのである。

以上の検討から、①課外読み物のうち通俗読み物は排除される傾向にあったこと、②排除される傾向にあったのは反道徳的・刺戟的・空想的な読み物であったこと、③そのような選書の思想は副読本の検定や国定化を招き入れる可能性があったこと、が明らかとなった。

最後に、通俗読み物批判とは対極にある課外読み物論が散見されたため、取り上げることにしたい。

細川馨「徹底せる課外読物の研究」(第6巻第4号)では、「恋愛小説」が中等学校の課外読み物として容認されていた。

尤も似て非なる芸術、社会風俗を害する淫靡な作物や、危険思想は、これは全然問題外であるが、苟も作者の真摯なる人生観の上に立つた堅実な作品であれば、譬へ恋愛小説でも敢て心配する必要はないと思ふ。(略)中等学校の教師は頭から彼等の読み物を危険視したり厳禁したりせず、先づ静かに青年の心理に立ち入って、その好む所を知り、彼等の全体を洞察し得て、然る後健全なる読物を提供して、その天分を遺憾なく発達させてやり度いものである。

壽美金三郎「中等学生に果して小説は害ありや」(第7巻第3号、大正11年3月1日)や井上正記「現代文選択上に忘れられたる点」(第10巻第9号、大正14年9月1日)でも、同様の主張がなされていた。

これらの記事では、中等生徒に限定されるものの、生徒本位の課外読み物論が展開されていた。『国語教育』における課外読み物論の振幅を示している点で看過できないと考える。

### (3) 芸術教育の是非

芸術教育に対するスタンスが二極化しているところ

ろに、『国語教育』における課外読み物論の特徴が認められたため、芸術教育の是非について検討していくことにしたい。

まずは、芸術教育を是とする課外読み物論であるが、玉井幸助「国語教育の芸術的方面」(第9巻第1号、大正13年1月1日)が典型であった。

国語教授が理智的方面を第一位に置き、芸術的方面を第二位に置いて来た事は、一般的に考へて誤つてゐるとは言へぬ事である。併し理智的方面を重んずるの余り、殆ど芸術的方面を忘れてゐた過去の国語教育が誤であつた事は承認しなければならぬ。此の誤に気がついて立つたのが、近頃の芸術的国語教育である。芸術的国語教育は、童謡、童話、児童劇といふ三方面に向つて、今まさに全盛を極めてゐるともいふべきである。

引用文の後で、玉井幸助が「これ(芸術的国語教育、引用者注)を取つて理智的国語の教育を捨てるといふ意味ではない」と述べている点には注意が要されるが、「芸術的国語教育」が容認されていたことがわかる。

そもそも、玉井幸助の論考が掲載された第9巻第1号は「童謡童話児童劇号」であった。同特集には20本の論考が掲載されており、芸術教育の立場から童謡・童話・児童劇の教材化が論じられていた<sup>(16)</sup>。

たとえば、青木辰治は「児童と童話」(同上)で、次のように述べている。

初等教育の国語と云へば、従来文芸教育にはなるべく触れないやうであつた。然るに最近頗るこの方面を加味し、従つて教材は文芸化してきた。これは正しく児童本位と云ふべきである。

(略)

児童の世界を開拓するものは、児童本位の読物である。児童の読物は教科書と課外読物の二つがあり、課外読物は更に単行本と新聞雑誌に分たれる。而して読物の中で、最も児童の心を引くものは、文芸方面の作物でせう。就中最も愛好する精神上の滋養物は、童話童謡及び児童劇の如きものである。

「児童本位」の立場から「初等教育」の「文芸化」を推進するという主張は、成城小学校などで展開されていた芸術教育運動に通じている<sup>(17)</sup>。

なお、批判されることが少なくなかった空想性(想像力)については、桑田芳藏が「童話の心理に就て」で、次のように擁護していた。

又科学に反するとか、道義に反するとかの筋があるとして、復た童話を排斥するのもよくない。小供には童話的の時代即非科学的、無道徳的の時期があるのであるから、この時に於ては復た科学や道徳の冷かさによりて自由なる想像の馳

せ行くのを抑へたくないのである。

一方で、芸術教育を非とする課外読み物論が同号には掲載されていた。なお、児童劇（学校劇）は児童文化であるが、児童劇の台本や戯曲は児童文学であることから、本稿では児童文化についての記事も課外読み物論として検討している。

学校劇即芸術教育といふ論があるが<sup>(18)</sup>、これは根本に於て間違つて居る。

(略)

今日の我が国の所謂学校劇運動は動作に依る感情教育の方面にのみ専ら偏して居るかの感がある。

(略)

学校劇を余りに芸術教育に偏せしめて居ることから生じ易い第二の弊は、今日の我が国の学校劇がかなり児童の生活にセンチメンタリスチックな傾向を加へ過ぎるといふことである。

引用したのは、倉橋惣三「学校劇の本質を論じてその現状を批判す」である。倉橋は「芸術教育」に認められる「センチメンタリスチックな傾向」を問題視していた。

同様の主張は、山口勲「童謡のあるべき道と自由音楽」（同上）にも認められる。「童謡」に「哀調をおびたセンチメンタリズム」を指摘し、「神経衰弱的な感傷的な現代的病弊」として批判していた<sup>(19)</sup>。

以上の議論は、「感傷」的な読み物が通俗読み物として排除される傾向にあった前節での議論と同根である。

最後に、保科孝一について触れておきたい。同号には、保科は「教材の劇化について」（同上）という論考を寄せ、以下のような見解を示していた。

これ（教材の劇化、引用者注）は教材の要旨を徹底せしめるとともに、言語の練習に資するのが目的で、いはゆる児童劇や学校劇とはそのねらひどころが異なるのである。児童劇や学校劇には劇に対する知識や情操を養ふことが主たる目的であるが、教材の劇化はむしろこれが副二的のもので、教材の要旨を徹底的に理解翫味せしめようとして行ふものである。

保科孝一は「教材の劇化」と「児童劇・学校劇」を区別し、前者を重視していた。ここでいう「児童劇・学校劇」は、「情操」の涵養が主目的とされていることから、芸術教育運動で取り組まれていた「児童劇・学校劇」を指していると考えられるが、「教材の劇化」では「情操」の涵養が「副二的」な目的に格下げされていた。

文学趣味に富んだ副読本を通して「情操」の涵養を企図していた保科孝一が「児童劇・学校劇」による「情操」の涵養については慎重な態度を示していた点が注目される。

以上の検討から、①芸術教育についてはその是非をめぐって議論が二極化していたこと、②芸術教育では「児童本位」の課外読み物観が認められたのみならず、通俗読み物が排除される要因であった空想性が容認されることすらあったこと、③芸術教育批判では「センチメンタリズム」（感傷）が争点となっていたこと、が明らかとなった。

#### 4. 考察と課題

最後に、『国語教育』における課外読み物関連記事の検討を通して得られた知見について考察を加える。

一つ目の知見としては、国語教科書を補完する観点から課外読み物に教育的価値を見出し、副読本としての社会的地位を与えた点が挙げられる。「多読」というアプローチに対する批判が認められたものの、「文学的趣味」の涵養を通して「国民的精神」を養成するという目的のもとで、課外読み物の一部が副読本として正統化されていた。このような正統化の論理により、課外読み物が国語科に副読本として導入されたのだと考えられる。

二つ目の知見としては、通俗読み物の排除を通して、副読本の正当性が担保されていた点が挙げられる。先に述べた目的のもとでは、国語教育と親和的な課外読み物が教材化される傾向にあり、通俗読み物の多くは排除されていた。臨時教育会議（大正6～8年）で通俗教育が強化されたことに伴い<sup>(20)</sup>、学校教育における課外読み物の統制も増幅されたと考えられる。

ただし、数は少ないものの、子ども本位の自由読書を推奨する選書論が掲載されるなど、通俗読み物の扱いについては振幅が認められた。

三つ目の知見としては、課外読み物の芸術的価値については相反する立場が認められた点が挙げられる。

先に述べた通り、課外読み物は国語教科書批判を通して対抗価値を獲得していたが、その源泉の一つが文学趣味を涵養するという芸術的価値であった。

このような戦略は芸術教育運動を推進していた成城小学校の副読本などに認められたが、保科孝一の課外読み物論では芸術教育は主題として顕在化していなかった。保科の課外読み物に対する関心は留学時に認められたものであり、帰国後に台頭した芸術的児童文学・児童文化運動の影響を受けなかったのだと考えられる。保科の文芸観が「大正リベラリズムの精神を基礎に置いた児童文芸主義の流れと若干の距離がある」ことは、府川（2023）も指摘している。

芸術教育運動が推進される一方で、センチメンタリズム批判のような芸術教育批判も認められた。「童謡童話児童劇号」が特集された大正13年には、副

読本禁止通牒<sup>(21)</sup>と学校劇禁止令<sup>(22)</sup>が相次いで通達されており、副読本や児童劇・学校劇を通した「芸術的国語教育」は釘を刺されていた。「童謡童話児童劇号」が特集されたのはこれらの通達の前であったが、同特集にも「芸術的国語教育」をめぐる緊張関係が顕在化していた。保科孝一が児童劇・学校劇に対して慎重な態度を示していたのは、明治40年代から続いていた児童劇・学校劇の統制を意識していたからだと思われる。

山本(2021)は、『国語読本』(第三期国定読本、引用者注)の文学教材、長篇の物語の採択とその狙いは、(略)長文の読物の読解を通して、子どもの情操、感情を育むという、個人尊重の考えや、脱ナショナリズム、インターナショナル的な方向に向けられたのでは決してなく、むしろそれらを否定した意図を強く持つものであった(195頁)と指摘しているが、両者の思想が混在していたところに、『国語教育』の特徴が指摘できよう。

以上の考察から、『国語教育』における課外読み物論の主な特徴は、以下の二点に整理することができる。

一つ目の特徴としては、保科孝一に代表される課外読み物論のもとでは、副読本という社会的地位を付与することで教育的価値が認められた課外読み物を正統化したが、通俗読み物のみならず、芸術的児童文学・児童文化までも排除するなど、課外読み物を分断していた点が挙げられる。

二つ目の特徴としては、保科孝一の課外読み物論を基調としながらも、保科とは相容れない記事が掲載されるなど、課外読み物の捉え方には振幅が認められた点が挙げられる。

その振幅は、副読本の国定化論から子ども本位の副読本論にまで及んでいた。主義主張の異なる記事の掲載を通して副読本としての課外読み物をめぐる論点を可視化することにより、『国語教育』は教科教育雑誌として課外読み物観の形成に寄与していたといえる。

以上の知見は、先行研究では十分には検討されてこなかった以下の点を明らかにするものであった。一つ目は保科孝一の課外読み物論が芸術教育運動とは一線を画すものであった点、二つ目は課外読み物の副読本化が課外読み物の分断を招来した点、三つ目は課外読み物論の振幅が認められた点、四つ目は『国語教育』が教科教育雑誌として課外読み物観の形成に寄与した点である。

最後に、本稿の課題であるが、保科以外の課外読み物論者の思想を踏まえた検討と副読本の収集・分析が挙げられる。これらの課題に取り組むことで、課外読み物の副読本化が孕んでいたポリティクスを明らかにしていきたい。

## 【注】

- (1) 課外読み物への関心は、副読本の編纂としても顕れている。保科孝一が手がけた副読本としては、中学生については保科孝一編『大正副読本』(育英書院、大正8年)、小学生については保科孝一監修・児童読物研究会編『芸芸読本』(杉本書店、大正14年)などが挙げられる。
- (2) 副読本を対象とした研究ではないが、眞有(2005)は大正末期の高等女学校の読本(教科書)に採録されていた作家と少女雑誌で活躍していた作家の重複について「『読本』の文学化、「文学」の教養化」(201頁)を指摘しており、副読本の文学化を考える上で示唆的であった。
- (3) 編者は成城小学校の小原國芳・岸英雄・奥野庄太郎・田中末廣。北村(1986)は、芸術的児童文学雑誌の『赤い鳥』から多くの作品が採用されている『小学児童文学読本』を芸術教育運動の成果として位置付けている。
- (4) 木村(1999)もまた、課外読み物の「検閲」について指摘しているが、研究の課題として挙げているのみで検討していない。
- (5) 国語副読本ブームについては、滑川(1993)が次の通り指摘している。「大正六年十一月から順を追って発行され、同七年度から使用開始されていった俗称「白読本」(略)は『尋常小学国語読本』(国定第三期)である。従来の「黒読本」に比して、大正新時代に適応しようとする意気込みがあらわれた国語読本の出現によって、国語教育界に清新の気がおこってくる。そのころから「副読本」がぼちぼち出現する気運が醸成されていく。(略)この副読本がブームとなるのは、関東大震災(大12)後から、昭和初頭にかけてのできごとであった」(99頁)。
- (6) 関東大震災により2回分が休刊しているため、132冊(=12冊×11年)より2冊分が少なくなっている。なお、同誌からの引用は、復刻版(大空社、1993～95)に拠った。
- (7) 第6巻第4号の「課外読物号」には、「主張」欄に1本、「論説」欄に6本、「教材の研究」欄に8本、「教授の実際」欄に7本、「懸賞論文」欄に8本、「雑録」欄に6本の計36本の記事が掲載されていた。課外読み物の教育的利用に対する関心の高まりがうかがえる。
- (8) 副読本の編者には、多読主義者が多かったようだ。たとえば、「先生方と親の方々へ」(前掲書、『小学児童文学読本』第1巻)では、編者の小原國芳が「一年に薄ッペラな本を二冊位よんで居ては、逆も子供はエラクならませぬ。(略)乱読は無論いけませぬが、私は多読主義、分量主義を主張いたします」と述べている。

- (9) 保科以外では、玉井幸助が「児童図書館と課外読物」(第6巻第4号、大正10年4月1日)で、「我が国現時の国語教育で、最も欠点と認められる事は、読書の興味を喚起する事を忽せにしてゐる点である。強い読書欲を養つておくといふ事は、児童が学校を卒業した上で、その永い一生を通じて自己修養を続け、年と共に知識を貯へて行く上に大なる力となるものである」と述べていた。
- (10) 通俗教育とは、学校以外での庶民を対象とした教育活動のことで、現在の社会教育を指す。
- (11) ただし、第3巻第4号(大正7年4月1日)で水谷久吉が「中等学校に於ける国語教授の改良点(二)」で「中学校下学年を対象とする副読本」の必要性を論じているように、全くなかった訳ではない。
- (12) 保科は「世界国語読本概説」(世界文庫刊行会編『世界小学教育 上』世界文庫刊行会、大正10年)でも、「横行」する「俗悪な文学」の「取締」を訴えていた。日本の課外読み物については、一貫して批判的であった。
- (13) 「課外読物号」の懸賞論文で入賞した富田佐一「課外読物と其影響(三等)」でも「少女小説」などを「耽読」していた少女が「空想児」となり、狂言誘拐を試みた事例を取り上げ、「児童読物の出版を嚴重に監視し、検定を厳にし、苟も児童の思想に悪影響の読物はどしどし発行停止、発売禁止してほしい」と述べている。
- (14) 課外読み物批判は、副読本不要論につながることもあった。野澤正浩は「課外の読物と読本の予習とに就き」(第6巻第1号、大正10年1月1日)で、「適切な課外の読物は求めるに困難である」ことから、副読本は必要なく、「比較的完全性を備へた読本」= 国定教科書で「読書趣味の養成」をすべきであると主張している。
- (15) 岩城定二「課外読物に対する私の態度」(第6巻第4号、大正10年4月1日)でも、「一、反道徳・不真面目・虚偽と認むるもの」と「二、児童の弱点に乗じた読物がある。下劣極端なる冒険譚〔、〕探偵物、武談や感傷的哀話の如き」ものが課外読み物の不備として指摘されており、ほぼ同じ観点となっている。
- (16) ジャンルの内訳は、児童劇(歌劇を含む) = 7本、童謡 = 7本、童話 = 3本、全般 = 3本であった(重複あり)。新奇性からか、童話に比して、児童劇と童謡を論じたものが多かった。
- (17) たとえば、成城小学校の教員で自らも副読本を手がけていた小野誠悟は「児童読物の指導」で(成城小学校教育問題研究会編『教育問題研究』第58号、大正14年1月1日)、「児童の読書力なり読書趣味が向上し、読書法を会得して来たならば、理想とし、究極としては、彼等自身の自発的な自由読書にまで進ますべきである」と述べている。
- (18) たとえば、成城小学校で学校劇を実践していた小原國芳はその著『学校劇論』(イデア書院、大正12年)で、「総合芸術」としての「学校劇」を「芸術教育」の文脈で論じていた。
- (19) 長尾豊が「劇教育研究の立場から」(第11巻第10号、大正15年10月1日)で、「無論、芸術の教育といふものが、贅沢教育、軟弱教育ではないやうに、情緒教育が感傷教育と、そして想像教育が空想教育と同義語であつてはならぬと考へる」と述べていることから、「芸術教育」を批判する言語資源として「感傷」と「空想」が用いられていたことがわかる。
- (20) 臨時教育会議諮問第八号「通俗教育ニ関スル件」に対する答申理由書(大正7年12月24日)に、「適當ノ方法ニ依リテ善良ナル読物ノ供給ヲ豊ニシ之カ普及發達ヲ奨励スルヲ要ス之ト同時ニ出版物ノ取締上ニ付テモ内務文部兩省ノ主任互ニ連絡疎通シテ一層ノ注意ヲ加ヘ積極消極ノ兩方面ニ於テ適當ノ措置ニ出ツルノ要アルヲ認ム」とある(引用は文部省編[1979]に拠った)。同答申を踏まえ、大正8年には通俗教育を専門とする部署が設置されるなど、通俗教育が拡充された(国立教育研究所編、1974)。
- (21) 文部次官の松浦鎮次郎によるもので、「近來小学校ニ於テ教科書ノ解説書若クハ教科書類似ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト稱シテ使用セシムル向有之ヤノ趣右ハ教育上尠カラサル弊害ヲ來スモノト存セラルルニ付嚴重ニ御取締相成度依命此段通牒ス」というものであった(『文部時報』第136号、大正13年5月11日)。
- (22) 文部大臣の岡田良平による訓示(「岡田文相の訓示」『読売新聞』大正13年8月8日)と文部次官通牒「語学練習会等ニ於ケル演劇興行ニ近キ行為監督方」(大正13年9月3日)を指す。富田(1976)によれば、学校劇禁止令により、「学校劇だけではなく、芸術教育運動や、新教育運動すらも、大きな影響を受けた」(137頁)という。

#### 【文 献】

浮田真弓(2015a)「保科孝一の国語教育研究における国家主義と「国語」の民主化」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』158号

- 浮田真弓 (2015b) 「大正期中等学校の国語及漢文科における文学教育論」『兵庫教育大学教育実践学論集』16号
- 北村和夫 (1986) 「大正新教育と成城小学校 (1) - 国語科の教科改造と「児童文化としての教科書」 -」『聖和女子大学論叢』68号
- 木戸若雄 (1985) 『大正時代の教育ジャーナリズム』玉川大学出版部
- 木村勇人 (1999) 「大正時代における「国語副読本」の研究 - 「国語副読本」に見る「文学」と「教育」の接点 -」全国大学国語教育学会編『国語科教育』46集
- 国立教育研究所編 (1974) 『日本近代教育百年史』7巻、国立教育研究所
- 鈴木省三 (1985) 『日本の出版界を築いた人びと』柏書房
- 富田博之 (1976) 『日本児童演劇史』東京書籍
- 永田洋史 (2020) 「大正期・雑誌『国語教育』の意義に関する一考察」大阪府立大学人間社会システム科学研究科人間社会学専攻言語文化学分野編『言語文化学研究 日本語日本文学編』15巻
- 滑川道夫 (1993) 『解説国語教育研究 - 国語教育史の残響 -』東洋館出版社
- 府川源一郎 (2014) 「山梨県師範学校附属小学校編集の『小学文芸読本』の位置 - 文芸的「国語副読本」の先駆的成果 -」『横浜国大国語研究』32号
- 府川源一郎 (2023) 「「世界文庫刊行会」による「欧米小学読本」の纂訳紹介をめぐって」日本児童文学学会第62回研究大会発表資料
- 星野豊 (2003) 「近・現代文学が国語科の教材であることに対する疑問 - 小説教材と保科孝一 -」東京学芸大学国語科教育研究室編『学芸国語教育研究』21号
- 眞有澄香 (2005) 『「読本」の研究 近代日本の女子教育』おうふう
- 文部省編 (1979) 『資料 臨時教育会議』第1集、文部省
- 山本康治『明治・大正期国語科の成立と修身科との関わり - 文学教材は何を伝えたのか -』ひつじ書房

く踊り字は当該活字を起こし、傍点・ルビは省略し、脱字や句読点等は〔 〕内に補った。

(付記) 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (C) 「近代日本における通俗教育にみる課外読み物の選書に関する基盤的研究」(代表：目黒強 課題番号：21K00282) の助成を受けて行われ、日本児童文学学会第62回研究大会 (2023年11月18日、於・武蔵野大学) で発表した内容をもとに作成されたものである。なお、史料からの引用については、人名を除く旧字は適宜、新字に改め、「々」を除